

経済産業省委託事業

トルコにおける模倣品対策の制度及び  
運用状況に関する調査

2018年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

## 5. トルコにおける知的財産保護に関する司法制度および裁判所

立憲民主主義国として、トルコは権力分立の原則を採用している。政府の構造には、三つの主要な機能として、立法、行政および司法が含まれている。

これらの機能は、1982年トルコ憲法の第7条、第8条および第9条に定義されている。トルコ憲法第9条によれば、司法権は、トルコ国家に代わって独立した裁判所が行使することになっている。この点において、憲法ではトルコ裁判制度における上級裁判所のみが指定されている。これらの裁判所およびその責任を以下に示す。

- 憲法裁判所は、手続きと原則の両面について、法律、法令およびトルコ大国民議会の手続規則の合憲性を審査する。同裁判所は、憲法の改正についても審査することができるが、こうした改正は手続きに則って審査を行う必要がある。
- 最高裁判所は、民事裁判権と刑事裁判権を含む通常司法の上級裁判所である。同裁判所は、民事裁判所と刑事裁判所が下した判決を審査する任務を負っている。
- 国家評議会は、行政司法の上級裁判所であり、税務・行政裁判所が下した判決の審査を担っている。同評議会は、第一級裁判所として位置づけられており、行政規則が法律に準拠しているかどうかを審査する権限を有している。
- 管轄紛議裁判所は、司法裁判所および行政裁判所間の管轄および司法に関する紛争を解決する任務を負っている。
- 裁判官・検察官最高評議会は、司法制度の行政機関である。同評議会は、裁判官と検察官の任命を担い、および前述した内容に関連する懲罰事項を取り扱う。
- 会計監査院は、政府の収入、支出および財産の監査を担う監査機関である。

これらの裁判所は、全てトルコの首都であるアンカラに所在している。

これらの上級裁判所のうち、憲法裁判所の憲法審査の下、トルコの司法制度は通常司法と行政司法の二つの主要な機関に分割されている。

通常司法に関連する紛争は、主に個人間の紛争であり、こうした紛争は最高裁判所およびその司法管轄における裁判所によって取り扱われる。

行政司法は、主に行政機関と個人の間の紛争を対象とし、これらは国家評議会およびその司法管轄における裁判所によって取り扱われる。

## (1) 憲法裁判所

憲法裁判所は、学者、権利擁護者、裁判官および検察官から選出された 15 名のメンバーで構成され、それぞれの専門分野において最低 12 年以上の経験を有し、45 歳以上であることが条件となっている。

メンバーの任期は 12 年間で、2 期目の選出は不可となっている。

同裁判所の任務は 1982 年憲法の第 148 条に明記されている。その任務は以下のとおりである。

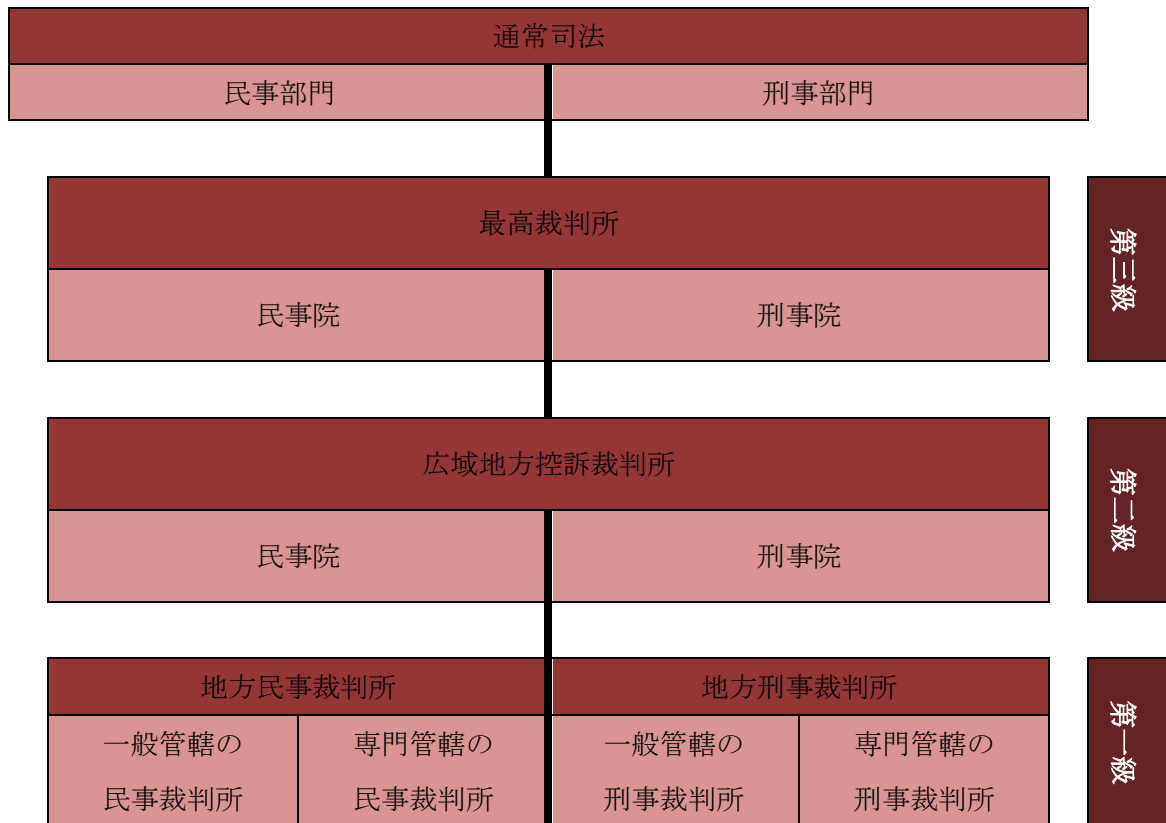
- 法律、法令およびトルコ大国民議会の手続規則について、手続上および原則的な合憲性を審査する。
- 個人の憲法上の権利が侵害されているか否かを判定するため、個々の申請を審査する。
- 大統領、大国民議会の議長、内閣の閣僚、憲法裁判所、最高裁判所および国家評議会の裁判官および裁判長、検察官、ならびにその他の上級政府官僚および司法官僚について、それぞれの地位に関連する犯罪に関する審査を行う。

同裁判所は、法律または法令が違憲であると判明した場合、それらを破棄することができる。破棄の決定は、官報に公布された日に効力を発行する。同裁判所は、破棄決定によって生じる法律上の空白を埋めるための時間的猶予を立法機関（つまり、トルコ大国民議会）に与えるため、その日付を決定の公布以降の日に設定することも可能となっている。

破棄決定が効力を発行すれば、その時点から全ての政府機関によって執行されなければならない。これは、その決定が継続中の訴訟にも効力を発することを意味する。

## (2) 最高裁判所および通常司法

トルコの通常司法制度は、2016年に訴訟法の「法律上の救済」を導入することによって、三審裁判制度に進化した。三審裁判制度の概略図を以下に示す。



上記のとおり、通常司法は民事部門と刑事部門の二つの部門に分割されている。

紛争はまず最初に、トルコのほぼ全ての県およびその郡に所在する地方裁判所に持ち込まれる。その後、地方裁判所の判決は、広域地方控訴裁判所に控訴することができる。

控訴された場合、地方裁判所の判決は、広域地方裁判所の院の1つから選任される3名の裁判官で構成されるパネルによって審査される。院は、紛争問題を審理し、さらなる調査を命じる場合がある。調査の終了後、控訴院は、判決を支持し控訴を棄却するか、または、その事案に関する第一級裁判所の判決および裁定自体を変更する。

最後に、広域地方裁判所の決定は、最高裁判所に上訴することができる。最高裁判所は、控訴裁判所と異なり、紛争事案の審理は行わず、地方裁判所が法律を正しく適用したかどうかのみを審理する。判決が最高裁判所によって承認されると、それが最終判決となり、それ以上の上訴はできない。

#### a) 地方民事裁判所

地方民事裁判所は、トルコ通常司法の民事部門の第一級裁判所である。全ての民事紛争はこの裁判所に持ち込まれる。民事裁判所には、一般裁判所と専門裁判所の2種類がある。

一般管轄の民事裁判所	専門管轄の民事裁判所
第一審民事裁判所 調停裁判所	労働裁判所 商事裁判所 家庭裁判所 海事裁判所 地籍裁判所 知的財産民事裁判所 民事執行／回収裁判所 消費者裁判所

専門裁判所の司法管轄に関連しない紛争は、全て一般管轄裁判所によって処理される。さらに、特定の司法管轄について、その県に専門裁判所が存在しない場合、その事案はやはり一般裁判所によって処理される。

これらの裁判所における主要な手続きは、主に次の四つの段階で構成される：申立てのやり取り、予備尋問、本案の評価、および口頭弁論である。

申立ての交換：紛争が第一審民事裁判所に持ち込まれると、同裁判所から被告に対して訴状を送達する。訴状を受領後、被告は通知から2週間以内に回答を提出しなければならない。被告による回答後、両当事者はもう一往復の申立てのやり取りを裁判所に提出する必要がある。

予備尋問：申立てのやり取りの終了後、同裁判所は予備尋問段階に進む。この段階では、裁判官は、手続上の要件が両当事者によって満たされているか否かを審査し、紛争の主題を特定する。

本案の評価：この段階では紛争事案の審査が開始される。主題によっては、裁判所は専門家による証拠の審査、または証人による証言の聴取を行う場合がある。

最終口頭弁論：尋問段階の後、事案が十分に審理され、手元にある情報が当該事案の判決を下すのに十分であると裁判官が判断した場合、裁判官は尋問段階を終了し、両当事者による最終弁論を聴取する。口頭弁論の後、裁判所は第一審レベルで当該事案の判決を下す。

判決が下された後、後述するように、当事者は広域地方控訴裁判所に控訴を、さらに次の段階で最高裁判所に上訴を申請することができる。

#### **専門知的財産民事裁判所の焦点（第一審レベル）**

民事部門の専門裁判所の1つに知的財産民事裁判所がある。この裁判所は、あらゆる知的財産関連事案の処理を担っている。現在、トルコには10カ所の知的財産民事裁判所が存在する。うち、5カ所はイスタンブールの異なる三つの郡に所在し、4カ所がアンカラ、1カ所がイズミルに所在する。

これらの裁判所には、他の民事裁判所と同様の手続きが適用となるが、所属する裁判官は知的財産問題を専門としている。これによって、知的財産事案に関連する訴訟について、より正確な判決と手続きの迅速化が可能になる。

前述のとおり、郡または県に専門裁判所が存在しない事案については、第一審民事裁判所で処理される。このことから、知的財産裁判所が存在しない司法管轄においては、各司法管轄における第一審の第三級民事裁判所（当該司法管轄に第三級裁判所がない場合は、第一級裁判所）が知的財産事案を取り扱う。

この点において、それらの裁判所も、知的財産関連の訴訟を定常的に取り扱っているため、知的財産規制には精通している。

#### b) 地方刑事裁判所および検察官

刑事裁判所は、刑事事件を審理する。民事裁判所と同様に、刑事裁判所にも二つの種類があり、その判決は、広域地方裁判所に控訴することができる。

一般管轄の刑事裁判所	専門管轄の刑事裁判所
第一審刑事裁判所	少年刑事裁判所 t
第一審刑事上級裁判所	少年上級刑事裁判所 t
治安裁判所	知的財産刑事裁判所
	刑事執行／回収裁判所

専門裁判所の司法管轄に関連しない紛争は、全て一般裁判所によって処理される。さらに、特定の司法管轄について、県に専門裁判所が存在しない場合、その事案はやはり一般裁判所によって処理される。

ただし、民事訴訟とは異なり、個人が事案を直接刑事裁判所に告訴することはできない。

トルコ刑法では、犯罪には2種類ある。1つは職権によって捜査されるものであり、もう1つは被害者による正式な告訴に基づき捜査されるものである。例えば、公共の秩序を乱す犯罪（殺人、臓器売買、拷問など）は職権によって捜査される。これに対し、名誉棄損や商標侵害などは、被害者からの告訴に基づいて捜査が行われる。

検察官が、職権による捜査の対象となる犯罪について通知を受けた場合、または正式な告訴が申請された場合、検察官は警察の協力の下で捜査を開始することが可能となり、証拠を収集する。捜査の終了にあたり、犯罪の十分な証拠が得られたと検察官が判断すると、検察官は起訴状案を作成し、管轄地方刑事裁判所に提出する。刑事裁判所は、起訴状を受理または棄却する裁量を有する。起訴状案が受理された場合、刑事裁判所は訴訟手続きを開始する。裁判所は証拠を審査し、必要と判断すれば、さらなる捜査や、事案の特定の側

面について専門家による調査を命令することができる。刑事裁判所は、検察官立会いの下で訴訟手続きを継続する。原告も訴訟に参加する権利を有する。

これと逆のケースでは、検察官が不起訴の判断を示し、訴訟を棄却する。検察官による不起訴の判断に対しては、第一審刑事上級裁判所に異議を申し立てることができる。

治安裁判所は、一般管轄の刑事裁判所ではあるが、刑事訴訟を扱うわけではないということに留意しなければならない。治安裁判所の主な任務は、捜査中の検察官の行為に関する規範を審査することだ。例えば、検察官が証拠を押収するために強制捜索をしようとする場合、まず治安裁判所にその要請を提出しなければならない。治安裁判所は訴訟および強制捜索の理由を精査し、その行為の必要性を判定する。

刑事訴訟手続きの後、刑事裁判所は判決を下す。その判決は控訴の対象となる。

#### **専門知的財産刑事裁判所の重点（第一審レベル）**

民事部門と同様に、刑事部門にも知的財産関連犯罪を取り扱う専門の知的財産裁判所が存在する。現在、トルコには9カ所の知的財産刑事裁判所が存在し、うち7カ所はイスタンブールに、2カ所はイズミルに所在している。

これらの裁判所には、他の刑事裁判所と同様の手続きが適用となるが、これら所属する裁判官は知的財産問題を専門としている。これによって、知的財産事案に関連する訴訟について、より正確な判決と手続きの迅速化が可能になる。

#### **c) 広域地方控訴裁判所**

広域地方控訴裁判所は、トルコの司法制度における第二級裁判所である。これらの裁判所は、複数の民事院および刑事院で構成され、控訴された第一審の判決を審査することを役割としている。現在、9カ所の広域地方控訴裁判所が存在し、それぞれイスタンブール、アンカラ、イズミル、ブルサ、アンタルヤ、アダナ、ガズィアンテプ、サムスンおよびエルズルムに所在している。

各広域地方控訴裁判所の間には役割分担が存在する。この役割分担は、裁判所の第一審における専門性と類似しており、各院における専門性を確保することを目的としている。ま



た、分担は、裁判官の専門性を考慮して行われている。例えば、イスタンブール広域地方控訴裁判所の第十六民事院は、第一審のうち全ての知的財産関連の判決を扱っており、第十六民事院の裁判官5名のうち2名は、知的財産裁判所の元裁判官である。

広域地方裁判所における手続きは、第一審と類似しており、唯一の違いは申立てのやり取りが、各当事者からの一度だけに限られることだ。各院は追加情報の要求、専門家による調査または証人の再聴取を行う権限を有するが、記録に根本的な誤りや相違がない限り、通常は第一審の事実認定に基づいて判断を下す。

#### **d) 最高裁判所**

最高裁判所は、首都アンカラに所在し、通常司法における最終上訴機関である。広域地方裁判所と同様に、最高裁判所も民事院と刑事院で構成されている。

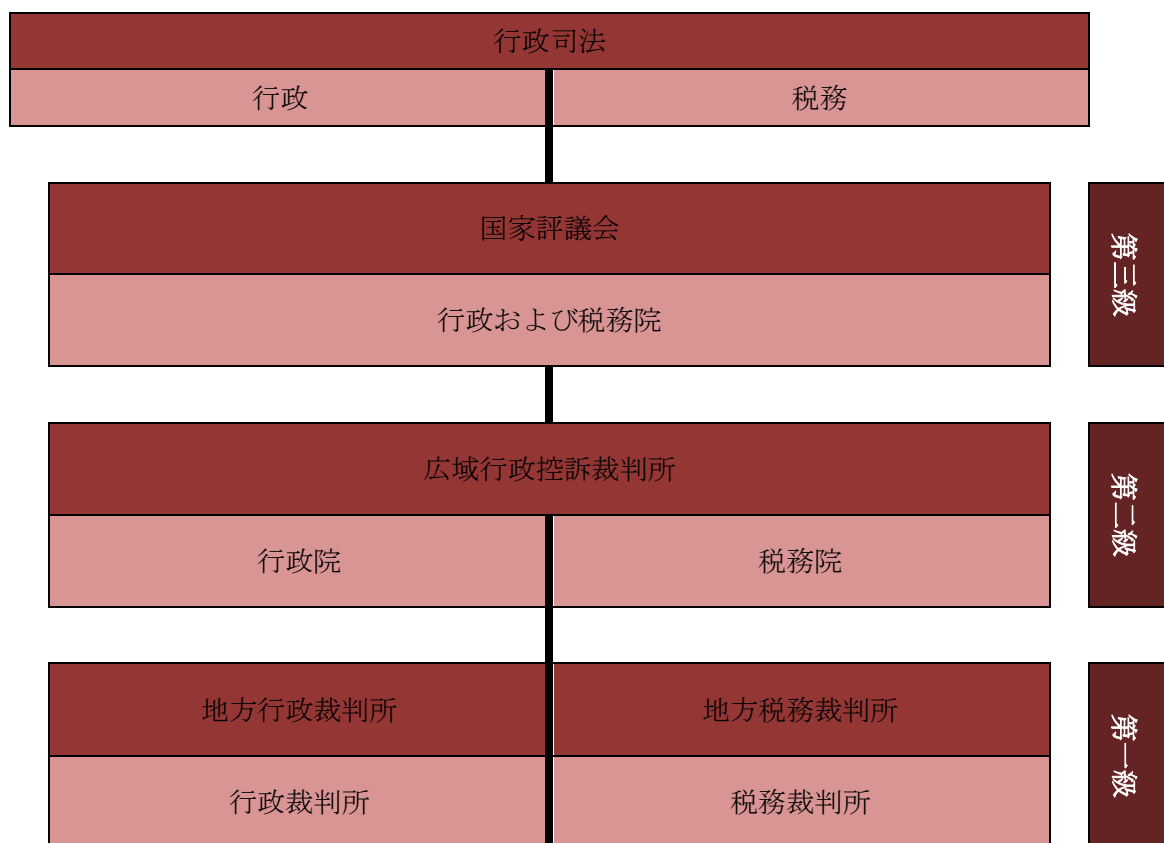
最高裁判所にも、広域地方裁判所と同様の役割分担が導入されている。これに関連し、第十一民事院と第七刑事院は、知的財産訴訟の審理を担当している。

最高裁判所における訴訟手続きは、第一審・第二審とは異なる。訴訟においては、一方当事者が広域地方裁判所の判決に対する上訴を申請した後、他方当事者がそれに対する回答を提示する。管轄院は、記録にある書類の審査を行う権限しか与えられておらず、それ以上の審問はできない。この点において、最高裁判所の任務は、下位裁判所の審理において法律が適切に反映されたかどうかを審査することである。

また、最高裁判所は、独自に異なる判決を下すことはできないことになっている。最高裁判所は、下位裁判所の判決を承認するか、否決することしかできない。承認された場合、その判決が最終判決となる。否決された場合は、最高裁判所が否決の理由を明記した判決とともに、訴訟を下位裁判所に差し戻すことになる。

### **(3) 国家評議会および行政司法**

トルコの行政司法制度は、2016年に訴訟法における「法律上の救済」の導入により三審制に進化した。この三審制の概略図を以下に示す。



上記のように、行政司法は行政と税務の二つの部門に分割されている。

行政部門は、個人と公的機関の間の問題を取り扱う。ある公的機関による決定が個人に影響を及ぼすもので、その決定が法の要件を遵守していないと個人が考えた場合、その個人は行政裁判所に決定の取り消しを要請することができる。

税務部門は、個人による税務紛争を取り扱う。個人は、税務署による決定の取り消しを申請することができる。

紛争は、まずトルコのほとんど全ての県およびその郡に存在する地方裁判所に申請される。地方裁判所の判決は、その後広域地方控訴裁判所に控訴することができる。

控訴された場合、地方裁判所の判決は、広域地方裁判所の院の1つから選任される3名の裁判官で構成されるパネルによって審査される。院は、紛争問題を審理し、さらなる調査

を命じる場合がある。調査の終了後、控訴院は、判決を支持し控訴を棄却する場合と、その事案に関する第一級裁判所の判決および裁定自体を変更する場合がある。

最後に、広域地方裁判所の決定は、国家評議会に上訴することができる。国家評議会は、控訴裁判所と異なり、紛争事案の審理は行わず、地方裁判所が法律を正しく適用したかどうかのみを審理する。判決が国家評議会によって承認されると、それが最終判決となり、それ以上の上訴はできない。

### **第一級裁判所としての国家評議会**

行政司法の最終法的救済であることに加え、国家評議会は行政規則の取り消し訴訟の全てに関する第一審裁判所としても機能する。行政規則の違法性に関する訴訟は、国家評議会に直接提出される。

さらに、国家評議会は行政府に対する諮問機関としての役割も果たす。各省は、国家評議会から制定する行政法に対する助言を受けることができる。